

令和5年度（2023年4月～2024年3月）
しゅうがくえんじょ

就学援助のお知らせ

就学援助とは、経済的理由によって給食費や学用品費など、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの方を援助する制度です。受給を希望される方は、下記のとおり申請してください。

■ 援助の対象になる世帯

久留米市に住んでいる方(※)で、国公立の小・中学校に通学するお子さまの保護者であり、かつ、下記のいずれかに当てはまる世帯であること（私立学校は対象外）。

(※) 久留米市外に住んでいる方であっても、お子さまが久留米市立学校に通学する場合は、一部の費目のみ支給します。

- (1) 生活保護が停止または廃止になった（令和4年4月1日以降の廃止）
- (2) 児童扶養手当を全額受給している
- (3) 世帯全員の国民年金掛金が全額免除されている
- (4) 世帯全員の市民税が非課税である
- (5) 保護者の死亡・離別・失業などの特別な事情により、生活状態が急激に悪化した
- (6) (1)から(5)には当てはまらないが、世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい

■ 援助を受けることができる世帯の収入の目安

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
収入の目安（年額）	約289万円	約355万円	約435万円	約466万円	約544万円

※ 7人世帯以降、1人増えるごとに約63万円を加算。

住民票同一世帯全員（単身赴任の方も含む）の収入を合わせた金額で審査します。

ただし、この金額を超えている場合でも、各世帯の状況により

援助の対象となる場合があります。

援助の対象となるかは審査によって判定しますので、まずは申請してください。

就学援助は
毎年申請が必要ばい！

令和4年度に援助を受けた方も
再度申請が必要です。

■ 受付期間

令和5年 2月13日（月）～3月31日（金）

平日 8:30～17:15（毎週木曜日は学校保健課のみ19時まで窓口延長）

※ 1月に新入学学用品費の申請をした方は、申請不要です。

※ 受付期間内に、早めの申請をお願いします。申請は4月以降も受け付けはできますが、支給は申請した月からの分になります。



上記受付期間に申請ができない場合

学校保健課（市役所本庁舎17階）のみ、次の日時も申請できます。

日にち	3/25(土)・3/26(日)	3/27(月)～3/31(金)	4/1(土)・4/2(日)
時間	9:00～12:30	17:15～19:00	9:00～12:30

4月に申請した場合は、
審査結果の通知時期が遅れます。

■ 申請受付場所（どの場所でも申請できます。）

○教育委員会 学校保健課（市役所本庁舎17階） TEL 0942-30-9273

田主丸事務所（そよ風ホール） TEL 0943-74-4000

北野事務所（北野生涯学習センター） TEL 0942-78-2308

城島事務所（城島総合文化センター） TEL 0942-62-2117

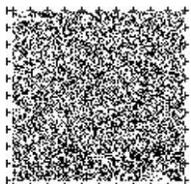
三瀬事務所（三瀬生涯学習センター） TEL 0942-64-3020

※ 市民センターでは申請できません。

※ 久留米市立の小学校・中学校でも申請ができます。

小学校・中学校の両方にお子さまが通学している場合は、どちらか一方の学校で申請してください。

このマークは目の不自由な人
などが使う音声コードです。



■ **援助の内容** (金額は令和4年度の額です。令和5年度の支給金額は認定通知に記載します。)

費 目	対 象 学 年	年 間 支 給 総 額 (円)	支 払 内 訳 (円)		
			1 学 期	2 学 期	3 学 期
学 用 品 費	小学校 1年	13,230	4,350	5,550	3,330
	小学校 2～6年	15,500	6,620	5,550	3,330
	中学校 1年	25,040	8,320	10,450	6,270
	中学校 2～3年	27,310	10,590	10,450	6,270
新 入 学 学 用 品 費	小学校 1年	40,600	※ 支給対象は5月までの認定者のみ		
	中学校 1年	47,400			
修 学 旅 行 費	実 施 学 年	小(上限) 21,490 中(上限) 57,590	交通費、宿泊費、見学料が対象 (ただし、認定月以降の旅行のみ)		
校 外 活 動 費 (宿泊をとまなうもの)	実 施 学 年	小(上限) 3,620 中(上限) 6,100	交通費、見学料が対象 (ただし、認定月以降の活動のみ)		
医 療 費	学校保健安全法施行令第8条で定める疾病に限り、保険診療の3割(実費分)を支給します。 病院に行く前に 、学校(養護教諭)から医療券の交付を受け、医療機関へ提出してください。 (参考) 学校保健安全法 施行令第8条で定める疾病 ① トラコーマ ② 結膜炎 ③ はくせん(たむし・しらくも・水虫) ④ かいせん ⑤ 膿痂疹(とびひ) ⑥ 中耳炎 ⑦ 慢性副鼻腔炎 ⑧ アデノイド ⑨ 寄生虫病(虫卵保有を含む) ⑩ う歯(虫歯、健康保険が適用になる治療に限る)				
学 校 給 食 費	全 学 年	全 額	各学期末(学校に直接振り込みます)		
食 物 ア レ ル ギ ー 学 校 生 活 管 理 指 導 費	全 学 年	4,630	食物アレルギー学校生活管理指導表の取得時に医療機関へ支払った①文書料もしくは②医療費の自己負担金 が対象です。医療機関の領収書を保管しておいてください。		
P T A 会 費	小 学 校	(上限) 3,380	学校での徴収年額(実費額)		
	中 学 校	(上限) 4,190			
生 徒 会 費	中 学 校	(上限) 5,450	学校での徴収年額(実費額)		
ク ラ ブ 活 動 費	中 学 校	6,000	※支給対象は学校の部活動所属者のみ		

■ **申請に必要なもの**

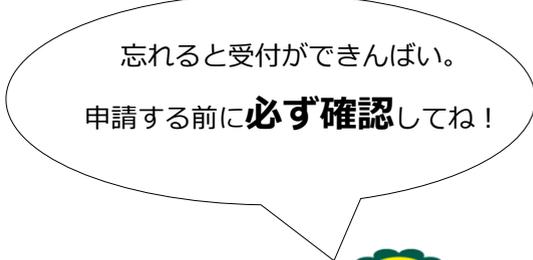
申請者(保護者)名義の普通預金通帳

これから下は、該当する方のみお持ちください

- 同じ世帯に障害者手帳をお持ちの方がいる場合
 - 障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳)**
- 世帯全員の国民年金掛金が全額免除されている方
 - 国民年金免除申請承認通知書**・・・20歳以上の世帯全員分
※ 久留米年金事務所(諏訪野町2401, TEL0942-33-6192)が発行したハガキをお持ちください。
- 特別な事情(保護者の死亡・離別・失業など)により、生活状態が急激に悪化した方
 - 離職票など、現在の状況を証明する書類**
- 久留米市外にお住まいの方(お子さまが久留米市立学校に通学する場合のみ)
 - 世帯全員の方が記載された住民票**

所得課税証明書・・・令和4年1月1日にお住まいの市区町村で、16歳以上の世帯全員分の交付を受けてください。

● 久留米市に令和4年1月2日以降に転入した方
 所得課税証明書・・・令和4年1月1日にお住まいの市区町村で、16歳以上の世帯全員分の交付を受けてください。



所得課税証明書は次の記載があるものをお持ちください。

- ・所得(内訳)
- ・所得控除の内訳(社会保険料、扶養の人数・・・16歳未満扶養親族)
- ・課税額(市民税、県民税)

就学援助に関するお問い合わせ先
 久留米市教育委員会学校保健課(市役所本庁舎17階)
 (TEL) 0942-30-9273 (FAX) 0942-30-9719
 (ホームページ) <http://www.city.kurume.fukuoka.jp>

